

I 受審に当たって

1. 受審の流れ

申請は事業者（設置者）が行いますが、審査の対象は事業所で、実地調査は事業所にて行います。

【年間予定】

期	月	受審者	JDDnet
I	4月	申請1	講習会
	5月	現地調査	
	6月	現地調査	
II	7月	申請2 認証1	講習会 認定委員会
	8月	現地調査	
	9月	現地調査	
III	10月	申請3 認証2	講習会 認定委員会
	11月	現地調査	
	12月	現地調査	
IV	1月	申請4 認証3	講習会 認定委員会
	2月	現地調査	
	3月	現地調査	
I	4月	申請1 認証4	講習会 認定委員会

○申請は年4回受け付けます。

○受審に際しては、受講者は現地調査までに講習会に参加する必要があります。

【期ごと予定】

月次	受審者	JDDnet
1	申請月10日までに申請	申請受理通知発送
	講習会参加	講習会開催
	調査日日程調整	調査日日程調整
2, 3	調査	調査
4	認定書受領	認定委員会にて審査

2. 認証諸費用

(1) 認証の新規申請時に必要な費用

○認証加入費 50,000円

○新規審査費 50,000円

○申請時講習受講料 講習対象者1名につき 5,000円

○調査手数料 評価員1名につき 10,000円及び旅費実費（交通費・宿泊費）で、2名分必要。

(2) 認証後に必要な費用

○年間協賛金 1年間につき 30,000円（認証期間3年間毎年）

○期間内講習受講料 講習対象者1名につき 5,000円

(3) 認証の更新時に必要な費用

○更新審査費 30,000 円

○更新時講習受講料 講習対象者 1 名につき 5,000 円

○調査手数料 評価員 1 名につき 10,000 円及び旅費実費（交通費・宿泊費）で、2 名分必要。

(4) 上記の認証諸費用（旅費実費を除く。）には、消費税を加算して納付していただきます。

(5) 諸費用は、全て銀行振込となります。

3. 自己評価の取組み方

認証評価は、自己点検評価書に基づいて行います。認証評価が適切かつ効率的に行われるためには、放課後等デイサービスガイドラインに沿って、事業所ごとに自己点検・評価が本来の趣旨に沿って適切に行われていることが前提となります。

JDDnet の認証評価は、第三者評価として発達障害児への対応を重視して行います。

4. 事前相談

申請後受審者が JDDnet と対面で行う相談を事前相談といいます。自己点検評価書の作成方法、実地調査のスケジュール調整や準備などについて事前相談を希望する場合は、あらかじめ JDDnet にご連絡ください。

5. 情報の保護と管理

認証評価の過程で得た受審者の情報及び個人情報については、JDDnet の業務の遂行上必要な事項に限り利用し、関係法令の定めに則して、情報の保護と管理を継続的に実施します。認証評価終了後、各評価員に配付した自己点検評価書などは JDDnet へ返却され、JDDnet が適切な方法により廃棄します。

ただし、JDDnet は、受審者の基本情報として、自己点検評価書等を保管します。